



那珂市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年度定期監査の結果について、別紙のとおり公表します。

平成26年3月3日

那珂市代表監査委員 萩谷 眞



平成 25 年 度
定 期 監 査 報 告 書

那 珂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

平成25年度の財務に関する執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員により関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象部課長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の期間

平成25年10月9日から平成26年2月25日まで

6 監査の対象及び監査日

監査対象		予備監査	本監査
行財政改革推進室（監査委員事務局）		平成26年 2月 7日	平成26年 2月 25日
企画部	秘書広聴課（市民相談室）	平成25年 10月 10日	平成25年 10月 30日
	政策企画課（公共交通対策室）	平成26年 1月 8日	平成26年 1月 24日
総務部	総務課 （選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会事務局）	平成25年 11月 6日	平成25年 11月 21日
	財政課	平成26年 2月 7日	平成26年 2月 25日
	税務課	平成25年 10月 10日	平成25年 10月 30日
	収納課	平成25年 10月 10日	平成25年 10月 30日
	瓜連支所	平成25年 10月 9日	平成25年 10月 25日
市民生活部	市民協働課	平成26年 2月 5日	平成26年 2月 20日
	ふれあいセンターよこぼり	平成26年 2月 6日	平成26年 2月 20日
	ふれあいセンターごだい	平成26年 2月 7日	平成26年 2月 20日
	ふれあいセンターよしの	平成26年 2月 7日	平成26年 2月 20日
	総合センターらぼーる	平成26年 2月 5日	平成26年 2月 21日
	市民課	平成26年 2月 5日	平成26年 2月 20日
	那珂聖苑	平成26年 2月 7日	平成26年 2月 25日
	環境課（消費生活センター）	平成26年 1月 9日	平成26年 1月 28日
	防災課	平成26年 1月 8日	平成26年 1月 24日

	監査対象	予備監査	本監査
保健福祉部	社 会 福 祉 課	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 20日
	こ ども 課	平成25年 11月 6日	平成25年 11月 20日
	菅 谷 保 育 所	平成25年 11月 6日	平成25年 11月 20日
	額 田 保 育 所	平成25年 11月 6日	平成25年 11月 20日
	地域子育て支援センター	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 20日
	こども発達相談センター	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 20日
	介 護 長 寿 課	平成26年 1月 10日	平成26年 1月 28日
	保 險 課	平成26年 1月 9日	平成26年 1月 28日
	健 康 推 進 課	平成26年 1月 10日	平成26年 1月 28日
産業部	農 政 課	平成26年 1月 8日	平成26年 1月 28日
	商 工 観 光 課	平成26年 1月 8日	平成26年 1月 24日
建設部	土 木 課 (用 地 室)	平成25年 10月 9日	平成25年 10月 30日
	都 市 計 画 課	平成26年 1月 9日	平成26年 1月 29日
	建 築 課	平成25年 10月 9日	平成25年 10月 30日
上下水道部	下 水 道 課	平成26年 1月 10日	平成26年 1月 29日
	水 道 課	平成25年 10月 9日	平成25年 10月 25日
	会 計 課	平成25年 10月 10日	平成25年 10月 25日
	議 会 事 務 局	平成25年 10月 10日	平成25年 10月 25日
	農 業 委 員 会 事 務 局	平成26年 1月 8日	平成26年 1月 28日
教育委員会	学校教育課 (指 導 室)	平成25年 12月 6日	平成25年 12月 25日
	学 校 給 食 セ ン タ ー	平成26年 1月 9日	平成26年 1月 29日
	戸 多 小 学 校	平成25年 11月 6日	平成25年 11月 21日
	芳 野 小 学 校	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 21日
	木 崎 小 学 校	平成25年 11月 8日	平成25年 11月 25日
	瓜 連 小 学 校	平成25年 11月 12日	平成25年 11月 25日
	第 三 中 学 校	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 21日
	瓜 連 中 学 校	平成25年 11月 8日	平成25年 11月 25日
	芳 野 幼 稚 園	平成25年 11月 7日	平成25年 11月 21日
	生 涯 学 習 課	平成26年 2月 5日	平成26年 2月 21日
	ス ポ ー ツ 推 進 室	平成26年 2月 6日	平成26年 2月 21日
	図 書 館	平成26年 2月 6日	平成26年 2月 20日
	中 央 公 民 館	平成26年 2月 6日	平成26年 2月 21日
歴 史 民 俗 資 料 館	平成26年 2月 6日	平成26年 2月 21日	
消防本部	総務課、予防課、 警防課、通信指令室、 東消防署、西消防署	平成26年 1月 10日	平成26年 1月 29日

第2 監査の結果

1 行財政改革推進室・監査委員事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

2 企画部

(1) 監査対象課等

秘書広聴課（市民相談室）、政策企画課（公共交通対策室）

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

3 総務部

(1) 監査対象課等

総務課（選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）、財政課、税務課、
収納課、瓜連支所

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(3) 個別的意見

総務課について、複数の課においては時間外勤務が日常的に見受けられる。担当課における業務の方法の改善のみに対策を委ねるのではなく、出退勤状況を活用し、総務課も積極的に対策を講じる必要があると思われる。

また、臨時職員の保育士の時給単価が近隣自治体と比べて低いことにより、臨時職員の応募が少ないと担当課では認識している。応募が少ない原因について、総務課を交え広く検討し、対策を講じる必要があると思われる。

税務課について、軽自動車税のうち農耕用車両などについては、住民税申告資料（農業収支内訳）などからも所有状況が把握できることから、必要な調査を進める必要があると思われる。

4 市民生活部

(1) 監査対象課等

市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課（那珂聖苑）、環境課（消費生活センター）、防災課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 契約伺いに随意契約の理由が記載されていないものが見受けられるため、今後改善すべきである。（市民課那珂聖苑・環境課）
- 施設の使用申請許可を受けた後、使用日等を変更する場合に、いったん許可を取消し、その後改めて許可を行っているため、調定日と許可日が相違しており、今後改善すべきである。（市民協働課コミュニティセンター各館）
- 消込について一部不備があったため、直ちに修正するよう指摘した。今後の契約事務においても留意すべきである。（環境課）

(3) 個別的意見

環境課消費生活センターについて、消費者行政推進事業のうち、消費生活展開催に係る補助金について、担当課が事務局となり資金管理を行っている。数か月にわたり現金での保管を行っていることから、資金管理の方法について改善する必要があると思われる。

5 保健福祉部

(1) 監査対象課等

社会福祉課、こども課（菅谷保育所、額田保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 契約伺いに随意契約の理由が記載されていないものが見受けられるため、今後改善すべきである。（社会福祉課・こども課・介護長寿課・健康推進課）
- 契約に係る決裁について、専決権者を誤っていたものが見受けられたため、直ちに修正するよう指摘した。今後の契約事務においても留意すべきである。（介護長寿課）
- 全国シルバー人材センター事業協会及び県シルバー人材センター連合会に対

する負担金について、同会の活動内容について把握していないものが見受けられるため、適切に把握するよう今後改善すべきである。(介護長寿課)

- 契約に係る決裁について、専決権者を誤っていたものが見受けられたため、今後改善すべきである。(健康推進課)

(3) 個別的意見

こども課について、時間外勤務が日常的にあり、他課と比較しても多いと思われる。担当課における業務の方法の改善のみに対策を委ねるのではなく、出退勤状況を活用し、人事担当課も積極的に対策を講じる必要があると思われる。

また、臨時職員の保育士の時給単価が近隣自治体と比べて低いことにより、臨時職員の応募が少ないと担当課では認識している。応募が少ない原因について、人事担当課を交え広く検討し、対策を講じる必要があると思われる。

さらに、延長保育や緊急保育は、通常保育に関する経費のみでは実施することは困難である。経費についても適切に認識するとともに、他の事業と同様に広く市民に周知する必要があると思われる。

介護長寿課について、配食サービス事業の実施に当たり、新たな事業所の参入を計画しているとのことであるが、当該事業所の状況確認や、現在契約している事業所との役割分担等について、慎重に検討する必要があると思われる。

6 産業部

(1) 監査対象課等

農政課、商工観光課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 契約関係書類に一部不備があったため、直ちに修正するよう指摘した。今後の契約事務においても留意すべきである。(商工観光課)

7 建設部

(1) 監査対象課等

土木課(用地室)、都市計画課、建築課

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 平成25年度に購入した備品について、備品シールが未貼付であったため、直ちに調製するよう指摘した。今後の事務においても留意すべきである。(都市計画課)
- 一部の公園等の緑地管理は、相手方の管理体制が変更になっているにもかかわらず、従前の依頼方法・金額を見直さずに実施しているため、今後の取扱いや単価について速やかに検討する必要がある。(都市計画課)

(3) 個別的意見

土木課について、現在建設中の両宮排水路は、管理用道路を歩行する者などに不安感を与える排水路断面となっている。すでに市民から指摘があることであり、すみやかに不安感の払しょくに努める必要があると思われる。

また、4車線道路の中央分離帯の管理に当たっては、効率的・効果的な管理方法と安全性を両立する対策を進めていく必要があると思われる。

都市計画課について、街区公園等は、主な利用者は近隣の住民であると考えられることから、管理についても、近隣の住民の協力を得ながら進めることが可能であろうと思われる。未だ理解が得られていない公園については、速やかに対応を検討する必要があると思われる。

8 上下水道部

(1) 監査対象課等

下水道課、水道課

(2) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

9 会計課

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

10 議会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(2) 個別的意見

議員会視察に際し、職員が休暇を取り自己負担で同行している。派遣要望があった場合には公務出張などの対応が考えられるため、現在の対応について検討が必要であると思われる。

11 農業委員会事務局

(1) 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(2) 個別的意見

農業委員の報酬及び費用弁償の額は、他市町村や市の他の組織においても見直しが進められていることなどから、農業委員会においても見直しについて検討を進める必要があると思われる。

12 教育委員会

(1) 監査対象課等

学校教育課（指導室、学校給食センター）、戸多小学校、芳野小学校、木崎小学校、瓜連小学校、第三中学校、瓜連中学校、芳野幼稚園、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 契約伺いに随意契約の理由が記載されていないものが見受けられるため、今後改善すべきである。（学校教育課学校給食センター、生涯学習課スポーツ推進室）
- 給食費に係る調定は学校給食センターにて行っているが、徴収等については各小中学校でも行うことから、調定票写しについて各小中学校にも送付し、内容を共有しているところである。しかし、一部の小中学校において、調定票写しを保存していないなどの対応が見受けられるため、今後改善すべきである。（学校教育課学校給食センター）

(3) 個別的意見

学校教育課について、各小中学校におけるプールの管理に当たり、現在使用していないプールについては、今後の施設管理の方針を明確にし、必要な補修ないし処分について速やかに対応する必要があると思われる。

また、今後閉校となる小学校等の施設の活用が議論されているが、活用に当たっては比較的大規模な補修が必要になることも考えられることから、費用対効果を十分に把握しつつ検討を進める必要があると思われる。

さらに、各小中学校・幼稚園の長が、各施設の状況を容易に把握し、学校教育課と情報を共有することができるよう、施設台帳等の活用について検討を進める必要があると思われる。

学校教育課学校給食センターについて、那珂・瓜連の両給食センターに係る経費は一

括して予算化しているが、実際の支出は各センターごとに行うものもあるため、今後の運営方法を検討するためにセンターごとの管理運営経費や1食当たりの単価等を把握する必要があると思われる。

また、給食配送に係る未収金の対応に当たっては、給食センター担当者のみで判断せず、滞納者の財産状況を把握したうえで、本課と情報を共有し、適切な債権管理を行い、必要な滞納処分を行う必要があると思われる。

生涯学習課について、全国大会等出場費派遣事業について補助金として支出しているが、事業内容及びその効果を考えれば、補助事業として実施することには限界があると考えられる。今後の取扱いについて速やかに検討する必要があると思われる。

また、生涯学習課が事務局となっている団体においては、預金通帳・銀行印等は適切に管理を行っていると思われるものの、支出命令書は担当者が作成後、後日会長のみが確認していることが見受けられた。資金管理の方法について改善する必要があると思われる。

13 消防本部

(1) 監査対象課等

総務課、予防課、警防課、通信指令室、東消防署、西消防署

(2) 監査の結果

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

- 平成25年度に購入した備品について、備品台帳が未作成であったため、直ちに調製するよう指摘した。今後の事務においても留意すべきである。(消防本部)

第3 総括的意見

全課をとおり、看板作成に係る経費、コンピュータソフトウェア購入に係る経費等について、各課にて支出科目に対する認識に差が見受けられた。物品の分類等は那珂市財務規則第239条にて定めているところであるが、現在の状況に見直すことも含め、担当職員が適切に管理することができるよう、改善する必要があると思われる。

また、食糧費の支出に当たっては、平成26年度当初予算編成要領においても、使途出席人数及び出席者を明確にした上で必要なものだけを計上することとしていることを踏まえ、支出命令書においても、摘要欄に単価・人数のほか、使途（会議名・出席者）を明記するなど、社会通念上適切なものかどうか容易に判断することができるよう留意する必要があると思われる。

加えて、複数の課において時間外勤務が日常的に見受けられる。担当課における業務の方法の改善のみに対策を委ねるのではなく、出退勤状況を活用し、積極的に対策を講じる必要があると思われる。

このほか、持続可能な都市をめざし、コンパクトシティを意識したまちづくりを進める都市が全国的に増加していると思われる。当市においても公共施設の耐用年数及び借地の状況を踏まえ、公共施設の再配置などの検討を進める必要があると考えられる。このため、施設の現状を把握するとともに、補修の緊急性や財源の裏付けなどの点についての検討をすすめるため、速やかに全庁的な検討に取り組む必要があると思われる。

これに関連して、水戸広域市町村圏の住民については、市立図書館において図書の貸し出しが可能な協定を締結している。一方で、大宮環境整備組合などについては他の市町村と構成している業務も見受けられる。施設の効率的・効果的な利用や配置を検討するために、広域利用を行っている施設については、施設の利用者の状況や必要な経費を把握する必要があると思われる。

市は、市民主体・市民参加による活力あるまちづくりを推進するとともに、コスト意識などの民間の発想を活かした行政経営への転換を進めることとしており、平成26年4月から「しどりの湯」が廃止（休止）されることとなった。今後の補修に要する費用も含めて費用対効果を勘案し、この結論に至ったと思慮されることである。

しかし、この事業に要する経費は、利用者が指定管理者に対して支払う使用料により一部が軽減されていることから、使用料の増収により費用対効果が向上する可能性も十分あると考えられることである。市は、使用料の値上げ又は指定管理者を変更するなどの対応も検討したとのことであるが、今回の意思決定の根拠となった事業を取り巻く現状及び将来見通しについても、利用者や市民に対し十分な説明を行い、広く理解を得ることが必要と思われる。

このため、市は、しどりの湯管理事業以外の事業についても、費用対効果を十分検討するとともに、その検討結果についても、市民に広く、わかりやすく周知すべきである。